

東村山市介護予防・日常生活支援総合事業における 訪問型・通所型サービスの基準（案）等の制定について

1、制定の背景について

介護保険法の改正（平成26年法律第83号）に伴い、これまで介護予防サービスとして規定されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が、平成27年度から平成30年度までの間に、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）に規定する「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」に移行することとなった。

このことに伴い、当市においても「第1号訪問事業」及び「第1号通所事業」についての人員、設備及び運営等に関する基準を定めることとなった。

2、定める基準等について

当市にて定める基準は以下のとおり。

実施する事業	定める基準等
第1号訪問事業	
・ 事業継続型（現行相当） ・ 基準緩和型	規則において「人員、設備及び運営に関する指定基準」、「指定事業者の資格要件」及び「指定の有効期間」を定める
・ 委託型	委託仕様書等において、委託事業者が実施すべき内容を定める
第1号通所事業（現行相当）	規則において「人員、設備及び運営に関する指定基準」、「指定事業者の資格要件」及び「指定の有効期間」を定める

3、第1号訪問事業及び第1号通所事業（事業継続型）

1）人員、設備及び運営に関する指定基準及び指定事業者の資格要件

第1号訪問事業及び第1号通所事業（事業継続型）（以下「第1号訪問事業等」という。）は、介護予防給付における訪問介護・通所介護の事業を引き継ぐものであることから、「人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定事業者の資格要件」の基準については、介護予防給付における訪問介護・通所介護に係る指定基準と基本的には同一基準とするが、当市における地

地域密着型サービス事業者の指定基準を踏まえ、以下の項目について当市独自基準を設けることとする。

市で定める項目と基準		考え方
暴力団排除	介護保険法第115条の45の3及び同条の45の5に規定する者は、法人である者とする。ただし、東村山市暴力団排除条例第2条第2号及び第3号に規定する者が法人の役員等である場合は、この限りでない。	地域密着型サービス事業者の指定基準を踏まえ、指定する者は法人格を有する者とし、また「東村山市暴力団排除条例」の趣旨を鑑み、においても暴力団排除の条項を定める。
記録の保存	事業者は、利用者に対する支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	介護サービスの提供に係り、事業者が不適正な介護報酬算定を行っていた場合には、介護報酬の返還を請求することとなる。当該請求に係る時効は5年と定められている一方、介護報酬算定に係る文書の保存年限が2年であると、保険者による事実の確認が困難な状況となる事態が想定されることから、介護報酬の算定に係り特に重要と考えられる記録については保存年限を5年とする。

2) 指定の有効期間

指定の有効期間	考え方
6年	指定介護予防サービス事業者の指定期間は6年とされていることより。

4、第1号訪問事業（基準緩和型）

1) 人員、設備及び運営に関する指定基準及び指定事業者の資格要件

第1号訪問介護事業基準緩和型（以下「基準緩和事業」という）は、基本的には第1号訪問事業等と同様の指定基準とするが、新たな担い手により支援の広がりを目的として職員配置基準等において緩和する。

市で定める項目と基準	基準緩和の考え方	現行の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため資格要件を課さない	①介護福祉士 ②介護職員初任者研修修了者
従業員の必要数	事業実施において必要な数	常勤換算2.5人以上
サービス提供責任者の資格	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	①介護福祉士 ②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者
サービス提供責任者数	事業実施において必要な数	利用者：常勤換算＝40：1
管理者	1名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤1人
要支援認定の申請に係る援助	不要	利用申込者が要支援認定を受けていない場合における申請に係る支援

なお、記録の保存期間、暴力団排除の考え方は、第1号訪問事業等と同様とする。

2) 指定の有効期間

指定の有効期間	考え方
6年	指定介護予防サービス事業者の指定期間は6年とされていることより。

5、第1号訪問事業（委託型）

生活援助について民間事業者に対して事業実施を委託し、現行の介護保険制度では介護保険では提供することが難しかった家事の支援（季節家電の入れ替等）も含めた生活援助サービスを実施する。

1) 委託にあたっての考え方は以下のとおりとする

委託内容		考え方
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ① 食事の準備及び調理 ② 住居の掃除、整理整頓 ③ 被服の洗濯 ④ 生活必需品の買い物 ⑤ その他必要な用務 	介護保険において「日常的に行われる家事の範囲を超える行為」とされている用務についても、ケアマネジメントにおいて提供することが自立助長に資すると判断された場合には、提供することを可能とした。
派遣回数・時間	原則として1回1時間以内とし、月4回以内とする。	要支援1、事業該当者が利用可能な回数と同程度とする。
従業員の資格	資格要件を課さない。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体介護に従事しないため資格要件を課さない。 ・ ヘルパー資格等を有さない者であったとしても、新たな担い手として育成することを目的とし、資格要件を廃した。
管理者（従業員を監督する者）の責務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が実施する「研修」への参加を必須とする。 ・ 従業員への教育義務を課す。 	
委託する事業者の基準	サービスの新たな担い手の確保、高齢者自身が支える側になり支援を図る、といった視点で検討する。	

2) 委託契約期間について

契約期間	考え方
1年	必要に応じて契約更新を行う。

6、報酬単価の考え方

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業により多様なサービスを提供していくためには、市町村が中心となって、その地域の実情に応じて、総合事業によるサービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要となる。

当市における、実施する事業とその基本的な単価の考え方は以下のとおり。

実施する事業	基本的な単価の考え方
第1号訪問事業	
・ 事業継続型 (現行相当)	現行相当のサービスを引き続き実施することにより、現行の単価水準を維持する単価設定とする。
・ 基準緩和型	単価は下記の①、②の合算より算出。 ① 事業運営費（事務費相当は現行単価の3割） ② 介護従事者の賃金（立川圏域の介護関連求人賃金の1年間の平均値）
・ 委託型	介護従事者の賃金に東村山市シルバー人材センターの事務費相当額を加算し算出。
第1号通所事業	
・ 事業継続型 (現行相当)	現行相当のサービスを引き続き実施することにより、現行の単価水準を維持する単価設定とする。

なお、第1号訪問事業（現行相当及び基準緩和型）、第1号通所事業の報酬は月当たりの包括払いではなく、「一回当たりの単位」で設定することとします。

7、利用者負担

現行の介護給付、予防給付の利用者負担割合（原則1割、一定以上の所得者は2割）を踏まえ、第1号訪問事業、第1号通所事業の利用者負担割合は原則1割、一定以上の所得者は2割とします。